

介護福祉士修学資金等貸付事業運営要領

1 用語の定義

- (1) 実施要綱 「介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」(平成28年3月17日福祉第3776号)をいう。
- (2) 貸付事業 実施要綱第1の1から6までに掲げる事業をいう。
- (3) 介護福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の1の事業をいう。
- (4) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業 実施要綱第1の2の事業をいう。
- (5) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 実施要綱第1の3の事業をいう。
- (6) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 実施要綱第1の4の事業をいう。
- (7) 障害福祉分野就職支援金貸付事業 実施要綱第1の5の事業をいう。
- (8) 社会福祉士修学資金貸付事業 実施要綱第1の6の事業をいう。

2 要領の目的

介護福祉士修学資金等貸付制度に係る社会福祉法人北海道社会福祉協議会(以下「道社協」という。)における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

3 介護福祉士修学資金貸付事業について(実施要綱第3関係)

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は次のア及びイの要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものであること。

ア 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 北海道内の市町村に住民登録をしている者であって、卒業後に北海道内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。)において業務に従事する場合を含む。以下同じ。)において実施要綱第13の1の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

(イ) 道内の介護福祉士養成施設(実施要綱第1の1に規定する介護福祉士養成施設をいう。)の学生であって、卒業後に道内において実施要綱第13の1の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

(ウ) 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に道内の市町村に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に道内において実施要綱第13の1の(1)に規定する返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

(ア) 学業成績等が優秀と認められる者

(イ) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

(2) 貸付対象者の選定について

ア 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

イ 貸付対象者の選定は、介護福祉士養成施設の入学決定前に行うことは差し支えないこと。この場合、貸付対象者の介護福祉士養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努めること。

ウ 実施要綱第13の1の規定により返還免除対象期間が3年となる中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認すること。

エ 次に掲げる者については、修学資金の貸付対象としない。ただし、当該各号に定める制度の利用を中止して修学資金の利用を希望する場合には、個別の事情を斟酌した上で必要と認められる者については、貸付対象としても差し支えない。

(ア) 離職者訓練による介護福祉士訓練の受講者

(イ) 生活福祉資金における修学に係る資金を利用して介護福祉士養成施設に在学している者

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金における修学に係る資金を利用して養成施設等に在学している者

(3) 貸付期間について

実施要綱第3の2及び第8の2の「介護福祉士養成施設に在学する期間」及び「社会福祉士養成施設の在学する期間」は、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと認められる事由によりに留年した期間中については、これに含めて差し支えないこと。

(4) 貸付額について

介護福祉士修学資金貸付事業の貸付額については、介護福祉士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（実施要綱第3の3の(4)の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、実施要綱第3の3に定める額の範囲内であれば介護福祉士養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(5) 国家試験受験対策費用の取扱いについて

実施要綱第3の3の(3)の国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

(6) 生活費加算の取扱いについて

実施要綱第3の3の(4)の生活費加算の取扱いについては、次のとおりとすること。

ア 生活保護受給世帯の者であって、修学資金及び生活費加算の貸付けを受けようとする貸付希望者は、養成施設等へ入学する前に、実施要綱第9の2に定める様式に福祉事務所長が発行した保護受給証明書を添えて道社協会長に提出しなければならない。

イ 道社協会長は、生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、当該貸付申請者の居住地が所在する福祉事務所（以下、「福祉事務所」という。）の意見を聴くこと。

ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、道社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認すること。

エ 道社協会長は、アの規定による申請を受理し、かつ、イ及びウの規定による意見等を確認したときは、貸付けの可否並びに貸付金額及び貸付期間を決定し、その旨を生活保護受給世帯の貸付希望者及び福祉事務所長に対して通知するものとする。

オ エによる貸付決定に係る通知書の交付を受けた者は、実施要綱第9の5に規定する書類を速やかに道社協会長に提出しなければならない。

カ エによる貸付決定に係る通知書の交付を受けた者は、養成施設等へ入学した後速やかに、次に掲げる書類を、道社協会長に提出しなければならない。

(ア) 貸付希望者及び連帯保証人の住民票（マイナンバー（個人番号）・住民票コード・備考の記載は要しない。）

(イ) 貸付希望者の戸籍謄本

(ウ) 貸付申請時における当該貸付希望者の居住地を管轄する福祉事務所長等が発行する保護変更決定通知書の写し

(エ) 養成施設等が発行する在学証明書

キ 道社協会長は北海道福祉人材センターとともに、福祉事務所及び介護福祉士養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めること。

(ア) 介護福祉士等養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援

(イ) 介護福祉士等養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋

(ウ) 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

ク 生活費加算の額について

要綱第3の3に掲げる額のうち学費相当分（月額 50,000 円以内）を貸し付けずに、生活費加算分のみを貸し付けることはできないこと。

4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業について（実施要綱第4関係）

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者は福祉系高校修学資金等貸付事業実施要綱の第11に該当し、道内において、実施要綱第13の2の(1)に規定する充当資金返還免除対象業務に従事しようとする者であること。

(2) 貸付額について

福祉系高校実施要綱の第3の3により福祉系高校修学資金として貸し付けた額と同額とすること。

(3) 貸付方法について

貸付方法については、実際に返還充当資金を貸し付けて、貸付対象者が返還に充てるのではなく、

貸付契約の変更手続き等を行い、実施要綱第22の1に掲げる会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、実施主体内の会計処理で完結すること。

なお、福祉系高校修学資金の貸付において、福祉系高校実施要綱の第11に該当する場合は事業が移行する旨を貸し付け対象者に説明、承認を得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することとする。

5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について（実施要綱第5関係）

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の実施に当たっては、次に掲げる内容のほか、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）が平成28年4月1日より改正され、平成28年度の国家試験より、3年の実務経験をもって介護福祉士国家試験を受験のための要件として、いわゆる実務者研修の受講が課されることを踏まえ、制度の周知や他の福祉・介護人材確保施策との有機的な連携のもとに実施すること。

(1) 貸付対象者の要件について

貸付対象者の要件については、3の(1)のアを準用すること。

(2) 貸付対象者の選定について

貸付対象者の選定にあたっては、3の(2)のア及びエを準用すること。

ただし、3の(2)のエの「介護福祉士養成施設」を「実務者研修施設」と読み替えること。

(3) 貸付額について

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の貸付額については、実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費に充当するものであり、実施要綱第5の3に定める額の範囲内であれば実務者研修施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業について（実施要綱第6関係）

本事業は介護事業所間の転職支援に係るものではないことに留意し、適正な運用に努めること。

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、道内の市町村に住民登録をしている者又は道内に所在する事業所又は施設に介護

職員等として就労した者であって、実施要綱第6の1に定める基準を満たす者であり、次の事項に従い貸付申請を行い、申請内容を審査の上で支給する。

ア 介護職員等としての就労について

貸付申請者の実施要綱第6の1の(3)に定める事業所又は施設への介護職員等としての就労

は、直接雇用されており、週20時間以上勤務する就労を指すものとする。

また、貸付申請者の、直近の介護職員等の離職が自己都合によるものであった場合は、新たに

就労するにあたり転居が伴う者又は直近の介護職員等の離職から実施要綱第6の1の(3)に定

める事業所又は施設に新たに就労する日まで90日以上経過するものを対象とする。

イ 離職理由の確認について

貸付申請者の、直近の介護職員等の離職から、実施要綱第6の1の(3)に定める事業所又は

施設に新たに就労する日までの経過期間が90日未満であって、就労にあたり転居を伴わない場合は、その離職理由を確認する必要があることから、道社協は貸付申請者に対して、実施要綱

第
の

9の1の(3)及び3並びに要領9の1の(1)及び(5)に定める書類の他に離職票の写しの提出を求めることとする。

ウ 北海道福祉人材センターへの氏名及び住所等の届出又は登録について

実施要綱第6の1の(4)にいう、北海道福祉人材センター（以下「人材センター」という。）への氏名及び住所等の届出又は登録について、届出とは「離職した介護人材の届出制度」にお

け

る人材センターへの氏名及び住所等の届出を指し、登録とは人材センターへの求職登録を指す。

エ 貸付申請の受付について

申請の受付については、内定日以降から申請の受付が可能であり、受付期限は雇用開始日から3ヶ月以内とする。

(2) 貸付額について

離職介護人材再就職準備金貸付事業の貸付額については、実施要綱第6の1の(1)に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第9の1の(3)のイの再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で支給する。

ア 子どもの預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費

ウ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

オ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

カ その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

7 障害福祉分野就職支援金貸付事業について（実施要綱第7関係）

(1) 貸付対象者について

貸付対象者は、道内の市町村に住民登録をしている者又は道内に所在する事業所又は施設に障害

福祉職員として就労した者であって、実施要綱第7の1に定める基準を満たす者であり、次の事項に従い貸付申請を行い、申請内容を審査の上で支給する。

ア 就労形態等について

貸付申請者の実施要綱第7の1の(2)に定める事業所又は施設への障害福祉職員等としての

就労は、直接雇用されており、週20時間以上勤務する就労を指すものとする。

イ 就労を予定している者について

実施要綱第7の1の(2)の「就労を予定している者」とは、実施要綱第7の1の(2)に定

める事業所又は施設に障害福祉職員として内定した者とする。

なお、内定日から就労を開始するまでに貸し付けを受けた者については、次の事項に従うこと。

貸し付けを受けた日から6ヶ月以内に就労を開始し、就労を開始後に実施要綱第21の(5)に

定める業務従事等届を提出すること。

また、貸し付けを受けた日から6ヶ月以内に就労を開始できなかったときは、実施要綱第14に

定める返還となること。

ウ 前職の考え方について

実施要綱第7の1の(2)に定める事業所又は施設に障害福祉職員として就労していた者は対象としない。

エ 北海道福祉人材センターへの氏名及び住所等の届出又は登録について

実施要綱第7の1の(3)にいう、人材センターへの氏名及び住所等の届出又は登録について、届出とは「離職した介護人材の届出制度」における人材センターへの氏名及び住所等の届出を指し、登録とは人材センターへの求職登録を指す。

オ 貸付要件について

貸付要件である研修は、公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれること。

なお、実施要綱第6の再就職準備金又は福祉系高校等実施要綱の介護分野就職支援金の貸し付けを受けた者は対象とならないこと。

また、別に定める「国や地方自治体の類似の事業」の給付・貸し付けを受けた者も対象とならないこと。

カ 貸付申請の受付について

申請の受付については、内定日以降から申請の受付が可能であり、受付期限は雇用開始日から3ヶ月以内とする。

(2) 貸付額について

障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については、実施要綱第7の1の(2)に定める障害福祉職員として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、実施要綱第7の2の就職支援金利用計画書により用途を確認した上で支給すること。

また、本事業は、実施要綱第7の1(1)に掲げる研修を修了した後、第7の1(2)に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合も想定されるため、このような場合においては、貸し付けを受けた日から2年以内に研修を修了し、研修終了後に研修修了書を提出することを要件に、研修終了前に就職支援金を貸し付けることも可能であること。なお、この場合、実施要綱第13の5(1)の「障害福祉職員として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えるため、貸し付けを受けた日から2年以内に研修を修了しなかったときは、実施要綱第14に定める返還となること。

ア 子どもの預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

ウ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

- エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- オ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- カ その他、就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

8 社会福祉士修学資金貸付事業について（実施要綱第8関係）

3の（1）から（4）まで及び（6）の内容を準用すること。

ただし、3の（2）のエの「介護福祉士養成施設」を「社会福祉士養成施設」と読み替えること。

9 貸付けの申請等について（実施要綱第9関係）

実施要綱第9の3の「別に定める書類」は、次のとおりとする。

（1）共通

- ア 貸付希望者及び連帯保証人の住民票（マイナンバー（個人番号）・住民票コード・備考の記載は要しない。）
- イ 貸付希望者の戸籍謄本
- ウ 連帯保証人の生計状況が確認できる書類

（2）介護福祉士修学資金貸付事業

- ア 介護福祉士及び社会福祉士養成施設（以下「養成施設等」という。）に入学する者にあつては、高等学校における成績証明書
- イ 養成施設等の在學生にあつては、養成施設等における成績証明書
- ウ 貸付希望者及び同一世帯員に係る課税証明書若しくは所得証明書又は非課税証明書
- エ 45歳以上で、かつ、離職後2年以内の者にあつては、離職証明書その他の離職時期を確認できる書類

（3）福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

実施要綱第7の1の（2）の就職先からの採用通知等、雇用主からの証明書

（4）介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

貸付希望者及び同一世帯員に係る課税証明書若しくは所得証明書又は非課税証明書

（5）離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

- ア 実施要綱第6の1の（2）に定める雇用証明書等1年以上の実務経験を証明する書類
- イ 実施要綱第6の1の（1）を証明する資格者証・修了証明書等の写し
- ウ 北海道福祉人材センターへの登録者証の写し
- エ 再就職先からの採用通知等、雇用主からの証明書

（6）障害福祉分野就職支援金貸付事業

- ア 実施要綱第7の1の（1）を証明する資格者証・修了証明書等の写し
- イ 北海道福祉人材センターへの登録者証の写し
- ウ 就職先からの採用通知等、雇用主からの証明書

（7）社会福祉士修学資金貸付事業再就職準備金貸付事業

（2）と同様とする。

10 貸付台帳への記載

道社協会長は、実施要綱第9の4による貸付決定を行った場合には、貸付決定を行った者について

て、次の各号に定める事項を記載した貸付台帳を作成するなどして、貸付の実施状況について適切な管理に努めるものとする。

(1) 共通

- ア 氏名
- イ 住所及び電話番号
- ウ 貸付決定日
- エ 貸付決定期間
- オ 貸付決定額
- カ 資格の種類
- キ 介護福祉士又は社会福祉士登録簿への登録年月日
- ク 返還免除の要件となる介護等の業務への従事状況
- ケ 返還債務の免除の状況
- コ 返還債務の履行猶予の状況
- サ 返還の状況
- シ 連帯保証人の状況
- ス その他、道社協会長が必要と認める事項

(2) 介護福祉士修学資金・実務者研修受講資金・社会福祉士修学資金借受者

- ア 介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設の名称
- イ 介護福祉士・介護福祉士実務者・社会福祉士の別
- ウ アの養成施設の卒業年月日

(3) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

- ア 福祉系高校の名称及び卒業年月日

(4) 離職介護人材再就職準備金・障害福祉分野就職支援金貸付事業

- ア 貸付けを受ける以前の職歴
- イ 6又は7の(2)のア～カにおける貸付額の内訳
- ウ 実施要綱第6の1の(1)のウ又は実施要綱第7の1の(1)に掲げる研修の修了年月日

11 貸付金の交付方法について（実施要綱第9関係）

- (1) 道社協会長は、貸付決定に係る通知書を送付した者から、要綱第9の5の規定による借用証書等の提出があったときは、速やかに修学資金を交付するものとする。
- (2) 実施要綱3、4及び8の貸付金は、原則として、6ヶ月分を限度として分割して交付するものとし、当該資金は該当期間の初月にあらかじめ交付するものとする。ただし、新規の修学生に係る第1回目の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。
- (3) 実施要綱5、6及び7の貸付金は、原則として、一括で交付するものとする。

12 返還金等の納入

- 1 道社協会長は、実施要綱第14に規定するところにより定める貸付金の返還期間、返還額及び返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む）について、知事の承認を受けるものとする。
- 2 実施要綱第14の規定による返還及び実施要綱第17の規定による延滞利子は、道社協会長の定める方法により指定の期日までに納入しなければならないものとする。

13 貸付契約の解除について（実施要綱第 12 関係）

実施要綱第 12 の 1 の「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (6) 借受者又は連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと認められるとき。
- (7) 養成施設等へ入学した後速やかに、実施要綱第 9 の 2 に掲げる書類を、道社協会長に提出しないとき（生活保護受給世帯の借受者に限る）。
- (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

14 返還の債務の当然免除について（実施要綱第 13 関係）

- (1) 実施要綱第 13 の 1 の (1) の「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含むものとする。
- (2) 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が実施要綱第 13 の 1 の (1) の「別添 1 の職種若しくは別添 2 の職種又は当該施設の長」（以下「別添 1 の職種等」という。）として従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に別添 1 の職種等以外の職種に採用された者については、道社協会長が本人からの申請に基づき別添 1 の職種等に従事する意思があると認めた場合、実施要綱第 13 の 1（実施要綱第 13 の 6 において準用する場合を含む。以下、14 において同じ。）、第 13 の 1 及び 3 の「卒業した日から 1 年以内」を、「卒業した日から 2 年以内」と読み替えて差し支えないこと。
- (3) 実施要綱第 13 の 1 から 5、第 14 及び第 15 の 1 の (2) の「他種の養成施設等」は、介護福祉士養成施設及び実務者研修施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設であること。
- (4) 実施要綱第 13 の 1 から 5、第 14 及び第 15 の 2 の (2) の「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等の実施要綱第 13 に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。
- (5) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（介護福祉士実務者研修受講資金又は社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であって道社協会長が貸付希望者の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、実施要綱第 13 の 3、第 13 の 6 において準用する第 13 の 1 及び第 14 の 2 に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えないこと。
- (6) 実施要綱第 13 の 1 に規定する返還免除対象期間、実施要綱第 13 の 2 及び 3 の「3 年」、13 の

4及び5の「2年」の計算については、次のアからイまでに掲げる方法とする。

ア 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上

イ 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

ウ 2年 在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上

なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所等の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

- (7) 介護等の業務を中断するに至った場合において、新たな就職先を探している場合など、当該中断の生じた日から1年以内に再び当該業務に従事することが確実であると認められるときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該中断の期間は、実施要綱第13の1の(1)に定める返還免除対象期間には算入しない。

15 返還について（実施要綱第14関係）

返還の適用に当たっては、当該事業が実施要綱第13に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第13の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めること。

16 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第16関係）

- (1) 実施要綱第16の1及び2の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用すべきものであること。

また、実施要綱第16の3の返還の債務の裁量免除は、本事業が実施要綱第13に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、実施要綱第13の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めること。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用すべきものであること。この場合、貸付けを受けた月数以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用すべきではないこと。

- (2) 裁量免除の額は、道内において、実施要綱第13に規定する業務に従事した期間（14(6)と同様）を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は14(6)と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業、再就職準備金貸付事業及び障害福祉分野就職支援金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

17 介護等及び障害福祉等の業務に従事した期間の計算

1 介護等の業務に従事した期間の計算

実施要綱第13の1の(1)、3の(1)及び4(1)並びに第15の2に規定する介護の業務に引

き続き従事した期間を計算する場合においては、借受者が当該介護等の業務に従事した日の属する

月

から当該介護等の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、借受者が介護等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該介護等の業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。

2 障害福祉等の業務に従事した期間の計算

実施要綱第13の2及び5の(1)並びに第15の2に規定する障害福祉等の業務に引き続き従事し

た期間を計算する場合においては、借受者が当該障害福祉等の業務に従事した日の属する月から当該

障害福祉等の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、借受

者が障害福祉等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該障害福祉等の業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。

18 会計経理について（実施要綱第22関係）

- (1) 本事業の実施にあたっては、特別会計を設定してこの貸付事業の会計経理を明確にすること。
- (2) 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、道社協の貸付事業の実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 本事業の実施に必要な貸付事務費（新規貸付事業が創設された際、貸付事務の実施のための電算システムの構築を含めた体制整備のための初期投資等を含む。）として、要綱第23により交付された貸付原資から毎年度2,120万円までの範囲で使用できることとする。
- (4) 前項の規定により貸付原資から充当できる事務に要する経費は、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料及び備品購入費とする。
- (5) 道社協会長は、上記(3)及び(4)により支出した貸付事務費について、毎年度「貸付事務費支出済額内訳書」（別紙様式2）を作成し、少なくとも5年間保管しておくものとする。
- (6) 道社協会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算を終了するものとする。
- (7) 道社協会長は、貸付原資を本貸付事業の目的以外に使用してはならない。
- (8) 貸付原資は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (9) 本貸付事業に係る債権管理は、道社協が行うものとする。
- (10) 道社協会長は、毎年度終了後2ヶ月以内に、当該年度における貸付人数、貸付額、返還額、事務費の執行額等の貸付事業報告書（別紙様式3）を作成し、(5)の規定により作成した貸付事務費支出済額内訳書を添付して知事に提出することとする。

19 事業の廃止

- 1 本事業は、新規貸付を終了し、貸付期間中の者が存在せず、すべての借受者に係る債権管理が終了したとき、事業を廃止するものとする。
- 2 前項の定めに関わらず、知事が認めたときは、道社協会長は本事業を廃止することができる。この場合、実施要綱第22の3に定めるところにより、その時点で保有する貸付原資は道に返還するものとする。また、事業廃止後において発生した返還金、延滞利子及び貸付原資に係る運用益

についても、道に返還することとする。

20 都道府県の役割

実施要綱第2に規定する実施主体に対し、知事が本事業の実施にあたり必要な指導及び助言を行う場合、その内容は次に掲げるものをいう。

(1) 貸付計画の承認

ア 道社協は、北海道に対し、実施要綱第1の1から6までの事業ごとの貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額、事務費の執行計画等を定めた貸付計画（別紙様式1）をあらかじめ策定し、北海道知事は、当該貸付計画の内容を承認すること。また、道社協が当該計画の内容を変更する場合においても、知事は当該変更の内容について承認すること。

イ 道社協会長は見直しを行った貸付計画書を毎年度4月15日までに知事に提出することとし、北海道知事は、承認するかどうかについて、4月末日までに回答するものとする。

(2) 返還期間等の承認

実施要綱第14により、道社協が定める貸付事業による貸付額の返還に係る期間、金額及び方式について承認すること。

(3) 長期間所在不明者等に対する返還債務の裁量免除の承認

実施要綱第16の2により、道社協が返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、その内容を承認する。

(4) その他知事が貸付事業の適切かつ効果的な実施に当たって必要と考える事項又はこの要領に定めのない事項に係る道社協会長からの協議事項に関して指導・助言を行う。

附 則

この要領は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月5日から適用する。